

■高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業に係る募集要項 新旧対応表（頁は、H29.1.24公表版のもの）

資料名	頁	項目名	旧 (H28.12.26)	新 (H29.1.24)
募集要項	3	表2-1 計画地の概要 他都市計画	都市公園区域（奈良公園）※	都市公園区域（奈良公園）
	3	表2-1 計画地の概要 ※（注釈）	※ 計画地は、平成28年12月27日に都市公園（県立奈良公園）に編入する予定です。	削除
	11	3.3.3.文化財保護法に係る現状変更許可	別紙5「外観透視図の提出を求める視点場について」に記載する4カ所の視点場からの外観透視図が必要となります。	別紙5「外観透視図の提出を求める視点場について」に記載する7カ所の視点場からの外観透視図が必要となります。
	14	(2)計画地で保存すべき価値	整備コンセプトを踏まえ、計画地で保存すべき価値である「①庭園遺構」、「②地形・地割」、「③風致林」に十分配慮して計画してください。	整備コンセプトを踏まえ、計画地で保存すべき価値である「①庭園遺構」、「②地形・地割」、「③風致林」、「④興福寺子院松林院の遺構」に十分配慮して計画してください。
	25	表5-4 提案書関係書類 4(2)建築計画関連図書 様式	様式任意 (A3)	様式任意
	33	別冊・別紙関連資料集 一覧 【別紙関連資料】	別紙5 外観透視図の提出を求める視点場について	別紙5 外観透視図の提出を求める視点場について（修正版）
	33	別冊・別紙関連資料集 一覧 【別紙関連資料】 ※（注釈）	※ 別紙については、平成28年12月26日（月）～平成29年1月24日（火）の各日午前9時から午後5時まで（後略）	※ 別紙については、平成28年12月26日（月）～平成29年1月31日（火）の各日午前9時から午後5時まで（後略）
	33	別冊・別紙関連資料集 一覧 【別冊】	1. 審査基準 2. 様式集 3. 基本協定書（案）	1. 審査基準 2. 様式集（修正版） 3. 基本協定書（案）（修正版）
別紙5	-	外観透視図の提出を求める視点場について	-	計画地外の3カ所の視点場を追加

資料名	頁	項目名	旧 (H28.12.26)	新 (H29.1.24)
様式集		第2分冊【計画図書等】様式任意	ア 施設配置図（縮尺：500分の1） イ 各階平面図（宿泊施設、飲食施設）（縮尺：500分の1） ウ 断面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1） エ 立面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1） オ 鳥瞰図（カラー） カ 外観透視図（募集要項で指定する4面 カラー） キ 内観透視図（宿泊施設3面、飲食施設1面 カラー）	ア 施設配置図（縮尺：500分の1以上） イ 各階平面図（宿泊施設、飲食施設）（縮尺：500分の1以上） ウ 断面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1以上） エ 立面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1以上） オ 鳥瞰図（カラー） カ 外観透視図（募集要項で指定する7面 カラー） キ 内観透視図（宿泊施設3面、飲食施設1面 カラー）
	18	様式11	ア 提案内容のコンセプト イ 鳥瞰図（少なくとも1枚） ウ 外観透視図（4枚） エ 内観透視図（少なくとも4枚）	ア 提案内容のコンセプト イ 鳥瞰図（1枚） ウ 外観透視図（宿泊施設1枚、飲食施設1枚） エ 内観透視図（宿泊施設1枚、飲食施設1枚）
	18	様式11		「※ 鳥瞰図、外観透視図、内観透視図については、P35で要求している図面として作成したものから本様式で指定している枚数を選んで載せてください。」を追記
	35	※（注釈）	※ 以下図面については、A3版横として、作成してください。	※ 以下の図面について作成してください。
	35	※（注釈）	ア 施設配置図（縮尺：500分の1） イ 各階平面図（宿泊施設、飲食施設）（縮尺：500分の1） ウ 断面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1） エ 立面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1） オ 鳥瞰図（カラー） カ 外観透視図（募集要項で指定する4面 カラー） キ 内観透視図（宿泊施設3面、飲食施設1面 カラー）	ア 施設配置図（縮尺：500分の1以上） イ 各階平面図（宿泊施設、飲食施設）（縮尺：500分の1以上） ウ 断面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1以上） エ 立面図（宿泊施設、飲食施設各2面以上）（縮尺：500分の1以上） オ 鳥瞰図（カラー） カ 外観透視図（募集要項で指定する7面 カラー） キ 内観透視図（宿泊施設3面、飲食施設1面 カラー）
	35	※（注釈）		「※ 縮尺及び用紙サイズは事業者の提案により任意としますが、縮尺は500分の1以上とし、図面には必ず縮尺を表示してください。」を追記

資料名	頁	項目名	旧 (H28.12.26)	新 (H29.1.24)
基本協定書(案)	1	第3条第1項	本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、本協定締結の日から事業計画の有効期間までとする。(後略)	本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、本協定締結の日から設置許可期間終了日までとする。(後略)
	3	第9条第2項	甲は、乙が希望し、かつ第25条に定める事業の評価をもとに甲が支障ないと判断した場合、他に設置許可を行わない特段の事情がない限り、前項の設置許可を更新する。(後略)	甲は、乙が希望し、これを拒否すべき特別な理由がない限り、前項の設置許可を更新する。(後略)
	6	第20条第4項	第2項の使用料の単価にかかわらず、公園条例の改正等により、甲は、使用料の単価を改定することができるものとする。	公園条例の改正等により、甲は、使用料の単価を改定することができるものとする。
	12	第37条(17)	「開業期限」とは、本件施設の開業の期限として定められた平成31年4月30日をいう。	「開業期限」とは、本件施設の開業の期限として定められた平成31年度を目途とした期限をいう。